

国民健康保険に加入の皆さんへ

◆国民健康保険納税通知書を郵送

7月上旬に平成24年度の国民健康保険納税通知書を納税義務者である世帯主宛てに郵送します。同封の納付書(納めるための用紙)はとじてありませんので、納付の際は納期を間違えないようご注意ください。また、領収証書などは所定の用紙に貼るなどして大切に保管してください。

◎被保険者の異動や所得の変更などにより、一度決定された国民健康保険納税額が変更になった場合は、そのつど国民健康保険税の更正通知書を郵送します。

◆国民健康保険税の納付相談

納付が困難な場合は未納のままにせず、納付方法についてお早めにご相談ください。また、災害やその他特別な事情により一定の条件に当てはまる場合には、国民健康保険税の



◆減免が認められる場合があります。

◆東日本大震災により被災された世帯の方へ
東日本大震災により被災された世帯で、国民健康保険に加入している方が居住していた家屋に被害が生じた場合や、福島原子力発電所の事故により避難指示の対象となっている場合などは、減免が認められる場合があります。

◆国民健康保険税の納期限内納付にご協力ください

被保険者の皆さんから納めていただいた国民健康保険税は、医療機関への医療費の支払いや皆さんへの療養費等の支払いに使われています。

◎国民健康保険税の納付方法には、納付書または口座振替により納付する「普通徴収」と世帯主(国保の被保険者)の方が受給している年金から差し引いて納付する「特別徴収」があります。

☎国保年金課 ☎2998・9131

国民年金保険料の免除制度

◆国民年金保険料の免除制度

経済的な理由や災害等により保険料を納めることが困難な方に保険料の全額・半額・4分の1または4分の3の額を免除します。

◎年金事務所等で申請者・配偶者・世帯主の前年所得等の審査があります。

◆学生納付特例制度
学生で保険料を納めることが困難な方に一時的に保険料の支払いを猶予します。

◆若年者納付猶予制度

学生以外の30歳未満で納めることが困難な方に一時的に保険料の支払いを猶予します。

◎申請者と配偶者の所得のみを審査します。

◆申請に必要なもの
① 全ての方：年金手帳(20歳到達時は不要)、印鑑(本人の場合は不要)
② 離職したことにより申請する方：①に加え、雇用保険被保険者離職

◆国民年金保険料の免除制度

票、または雇用保険受給資格者証
平成24年1月2日以降に転入された方：①に加え、前年所得の確認できる書類(源泉徴収票や課税証明書等)

④ 学生の方：①に加え、学生証

◆注意事項
申請は毎年必要です。

◆学生納付特例制度は4月、その他の免除制度は7月が更新時期です。全額免除・若年者納付猶予に該当する方は、翌年において手続きをしなくても継続できる制度があります。

◆申請に必要なもの

① 全ての方：年金手帳(20歳到達時は不要)、印鑑(本人の場合は不要)
② 離職したことにより申請する方：①に加え、雇用保険被保険者離職



後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

◆新しい後期高齢者医療被保険者証(保険証)を郵送

新しい保険証を7月中旬に簡易書留で郵送します。旧保険証は、まちづくりセンター、または福祉総務課に返却いただくか、ハサミを入れて破棄してください。



◆後期高齢者医療保険料の改定

平成24年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月上旬に郵送します。

均等割額 41,860円(改定前40,300円)…全員が等しく負担

所得割額 8.25%(改定前7.75%)…前年の所得に応じて負担

◆後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

入院・外来ともに1カ月で一医療機関につき自己負担限度額を超える方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することで、自己負担限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。

認定証の交付には申請手続きが必要です。なお、限度額適用は申請した月の初日から適用されます。

☑後期高齢者医療制度に加入の住民税非課税世帯の方自己負担限度額(1カ月ごと)

区分	自己負担限度額	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯で合算)
住民税 非課税世帯等	低所得2 *1 8,000円	24,600円
	低所得1 *2 8,000円	15,000円

*1…世帯員全員が住民税非課税の世帯
*2…*1の世帯で、世帯員の各所得が、必要経費・控除(年金所得は80万円で控除)を差し引いたときに0円になる世帯

申請に必要なもの ▶ 後期高齢者医療被保険者証 ▶ 代理申請の場合は、代理人の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等)

☎市役所1階福祉総務課 ☎2998・9113へ直接

平成24年7月9日 外国人の方へ

住民基本台帳法の一部を改正する法律などが施行

◆外国人住民の住民基本台帳制度がはじまります

- 外国人の方にも住民票が作成されます。日本人と外国人との混合世帯にも世帯全員が記載された住民票の写しが発行できます。
- 「外国人登録証明書」は、在留期間が3カ月を超える方には「在留カード」、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が交付されます。
- 他の市町村に転出する場合は、現在登録している市町村で「転出証明書」の交付を受け、新住所の市町村で「転出証明書」と「在留カード」、または「特別永住者証明書」を持参のうえ、転入届を行ってください。



☎市民課 ☎2998・9087

◆国民健康保険と後期高齢者医療制度の適用要件が変わります

これまで外国人の方については、決定された在留期間が1年以上の方、または客観的な資料などにより1年以上滞在すると認められる方を国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者としていましたが、次の方も新たに適用になります。なお、この適用要件の変更により、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料額、自己負担割合などが変更になる場合があります。

☑①住民基本台帳法の適用を受ける方、②決定された在留期間が3カ月以下であるため住民基本台帳法の適用を受けない方のうち、客観的な資料などにより、3カ月を超えて滞在すると認められる方

◎勤務先の健康保険等に加入している方や生活保護を受けている方を除きます。また「特定活動」の在留資格を有する方のうち、医療を受けることなどを目的として在留する方も除きます。

☎国民健康保険…国保年金課 ☎2998・9131
▶ 後期高齢者医療制度…福祉総務課 ☎2998・9113

皆さんの善意

- ◆愛の福祉基金へ
- ◆所沢美容組合(33,000円)
- ◆上竹会(25,003円)
- ◆株中央管財様(5,000円)
- ◆だるまの会様(5万円)
- ◆所沢市社交ダンス連盟様(1万円)
- ◆ヤオコー所沢椿峰店様(11,124円)
- ◆ヒノデ治療院様(5,000円)
- ◆社交ダンスサークルフレンド様(1万円)
- ◆1976年所沢中学校卒業生様(8,093円)
- ◆スクールMOMO様(1万円)
- ◆市立小・中学校へ
- ◆(株)ビクセン様(ビクセン製ピンホール式太陽観測器具470個)
- ◆市立小学校4年・6年生へ
- ◆読売新聞東京本社様、埼玉県西部読売会様、読売新聞所沢グループ
- ◆(金環)日食観測がね8,900個
- ◆(書籍)3万円分
- ◆(松原学園へ)
- ◆(三国)コカ・コーラボトリング(株)様(清涼飲料水48本)
- ◆(老人福祉センター)老人憩の家へ
- ◆(所沢西ロータリー)クラブ様(胡蝶蘭12鉢)
- ◆(新所沢保育園へ)
- ◆(木下麻理子様(粉ミルク)2缶)
- ◆(北所沢保育園へ)
- ◆(戸谷育夫様(砂場道具置場)2台)
- ◆(所沢まちづくりセンターへ)
- ◆(所沢市囲碁連盟様(碁盤10枚、碁石5組)
- ◆(4月16日から5月15日までの受け付け分です。ありがとうございます。)

